

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元（2019）年5月8日

あいちトリエンナーレ実行委員会 会長 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

「あいちトリエンナーレ 2019」 作品出演者管理業務

(2) 調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等

(3) 完了期限

令和元（2019）年11月18日（月）まで

(4) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(2)の「入札説明書」で示す仕様等に記載の実績払いの金額を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(3) 平成30・31年度愛知県入札参加資格者名簿（平成30年4月～平成32年3月）の「3 役務の提供等」のうち営業種目「03 映画等製作・広告・催事」に登録されていること。

(4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 国又は地方公共団体（独立行政法人、外郭団体等を含む。）との契約において、イベントの運営業務

の契約実績を有することを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 事業第一グループ

名古屋市中区東桜1丁目13-2（郵便番号461-8525）

電話（052）971-6127

- (2) 入札説明書の交付方法

令和元（2019）年5月9日（木）から令和元（2019）年5月14日（火）までの午前9時から午後5時までの間（但し、5月11日（土）、12日（日）を除く。）、随時交付します。

「あいちトリエンナーレ2019」ホームページからも必要書類をダウンロードしていただけます。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和元（2019）年5月17日（金）午後3時

愛知芸術文化センター7階 会議室4

4 その他

- (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4を準用し、これに定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、令和元（2019）年5月16日（木）の午前11時までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定を準用し、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

- (2) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定を準用し、これに該当する入札は、無効とします。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加する者は、その資格を有することを証明する書類等を入札説明書で定める期日までに、3(1)の場所に提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を履行することができる者と認められた者に限り、落札の対象とします。

- (5) 落札者の決定方法

財務規則第154条の規定を準用し、これに基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 消費税等について

入札額及び契約額に関わらず、消費税及び地方消費税の税率については、当該契約物の履行完了日における税率によるものとし、協議の上、契約額を変更するものとします。

(7) その他

詳細は、「入札説明書」によります。